

Web **労働おおいた**
Roudou ITA

2021
No. 73 (No. 767)
5
月号

大分県最低賃金 **792 円**
3月有効求人倍率 **1.11 倍**
相談専用ダイヤル **0120-601-540**
携帯・スマホから **097-532-3040**

Main Topix

第92回メーデーはオンライン開催



連合大分「第92回メーデー大分県中央大会」

5月1日のメーデーを前に、連合大分（日本労働組合総連合会大分県連合会 佐藤寛人会長）は4月29日（木・祝）に第92回メーデー大分県中央大会を開催しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を受けて、昨年に引き続き、オンライン上での開催となりました。

連合大分では、大分市の祝祭の広場や各地区で予定されていた集會を、中止、規模縮小し、大分市で開催した県中央大会の様子をライブ配信しました。

大会には、佐藤寛人会長はじめ連合大分役員のほか来賓ら約20名が出席しました。大会実行委員長の佐藤寛人会長があいさつをし、来賓の広瀬勝貞大分県知事や佐藤樹一郎大分市長などが祝辞を述べました。コロナ禍で働く労働者のメッセージ動画を上映し、メーデー宣言を採択した後、会場の全員のガンバロー三唱で大会を締めくくりました。

【佐藤寛人連合大分会長あいさつ（要旨）】

- 新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、見えない敵、見えない感染リスクと日々闘いながら、社会の機能を維持するために、今もそれぞれの職場で誇りを持って命と暮らしを守る仕事に向き合い奮闘している働く仲間たちがたくさんいる。

- 連合大分は、どんな厳しい状況の中でも、誇りを持ってそれぞれの職場で働き続ける仲間たちとともに、県民の暮らしを守る一翼を担っていく存在であり続けたい。
- 私たちが目指す社会は、働くことを軸とする安心社会であり、今ほどこの言葉をかみしめるべき時はない。
- メーデーの歴史は分断を排除し、働く者の連帯と絆を求めた歴史でもある。人間同士の絆が分断され自分さえ良ければ、となれば、いずれは奪い合いの社会へと進むことになる。幸福を分かち合う社会、多様性を受け入れ、互いに認め支え合い誰一人取り残されない社会の実現に向かって進むことを力強く発信していこう。
- コロナ禍の難局にある今こそ働く仲間寄り添い、必ずそばにいる存在として、すべての労働組合の役割を発揮していこう。



大分県労連「第92回たたくメーデー大分県中央集會」

5月1日（土）、大分県労連（大分県労働組合総連合 安藤嘉洋議長）は、予定されていたJR大分駅府内中央口広場（大分市）での集會を中止し、オンラインのウェブ会議システム「Zoom」を使って開催しました。集會では、実行委員長の安藤嘉洋議長があいさつし、組合員代表による労働現場の実態報告と政策に対する訴え、メーデー宣言採択の後、ガンバロー三唱で集會を締めくくりました。

（次ページへ）

目次	
●P1 第92回メーデーはオンライン開催	●P4 令和2年度労働福祉等実態調査結果
●P2 令和3年度「全国安全週間」 令和3年度労働保険の年度更新期間	●P5 県立工科短期大学校入学式
●P3 「アルバイトの労働時間を確かめよう！」キャンペーン実施中	●P6 令和2年度大分県労政・相談情報センターの相談状況
	●P7 主要労働経済指標
	●P8 大分県労政・相談情報センターの労働相談
	●P8 労委だより

【安藤嘉洋県労連議長あいさつ（要旨）】

- ・コロナ禍においてエッセンシャルワーカーの仲間は日々頑張っている今だからこそ労働組合が労働者を支え期待に応える活動を続けていかなければならない。
- ・雇用を守り、賃上げ・賃金の底上げに取り組むとともに、6月の公表を目指す生計費調査の結果を運動につなげたい。コロナ禍において国民の命を守り、雇用対策への取り組みを強化しよう。
- ・働き方改革で法制の改悪とならないよう取り組むとともに、ディーセント・ワークの実現に取り組む、人間らしく暮らし働ける社会をめざそう。
- ・野党共闘により新しい政治をめざそう。
- ・格差是正に取り組む、貧富の差、貧困をなくしてい

こう。

- ・新入社員を迎え入れ、また春闘の時期であり、それぞれの活動を強化していこう。



令和3年度「全国安全週間」 ～持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場～

「全国安全週間」7月1日(木)から7日(水)まで 「準備期間」6月1日(火)から30日(水)まで

今年で94回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みです。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働

災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みです。

このような背景を踏まえて今年度のスローガンでは、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を呼びかけています。

厚生労働省では、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っています。

労働保険のお知らせ

令和3年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、
6月1日(火)～7月12日(月)です。

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご活用ください。

なお、年度更新期間中に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター(0800-555-6780)(開設期間は令和3年5月31日(月)から7月16日(金)まで。通話料無料。)までご相談ください。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。》

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。

厚生労働省・大分労働局・労働基準監督署

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中 令和3年4月1日から7月31日まで

事業主の皆さんへ 重点事項

1. アルバイトを雇うとき、書面による**労働条件の明示**が必要です！
2. **学業とアルバイトが両立**できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
3. アルバイトも**労働時間を適正に把握**する必要があります！
4. アルバイトに、**商品を強制的に購入させることはできません。**
また、**一方的にその代金を賃金から控除することもできません。**
5. アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、**あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。**

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から**労働条件通知書**などの書面を交付し、労働条件をしっかり明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか（**労働契約の期間**に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を**更新するときのきまり**（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（**仕事をする場所、仕事の内容**）
- ④ **勤務時間や休み**はどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（**バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日**）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「**最低賃金**」が定められており、これを下回することはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（**退職・解雇に関すること**）

学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。

学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。
就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouzikon/070614-2.html

商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトの遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額(月給制なら月給の金額)の10分の1以下でなくてはなりません。

平日夜間・土日の相談は 労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時
※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」

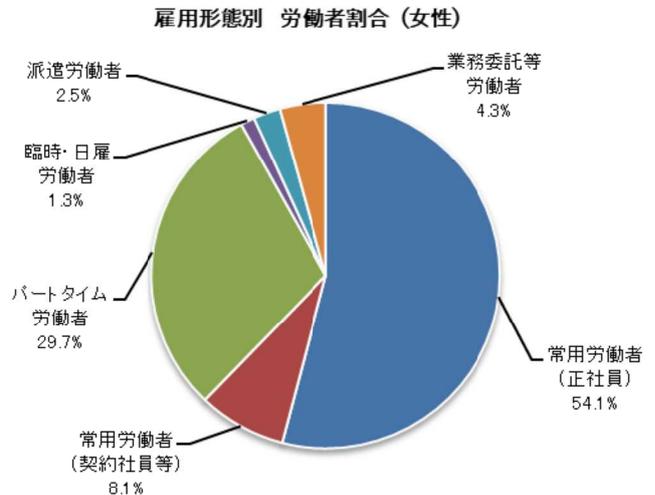
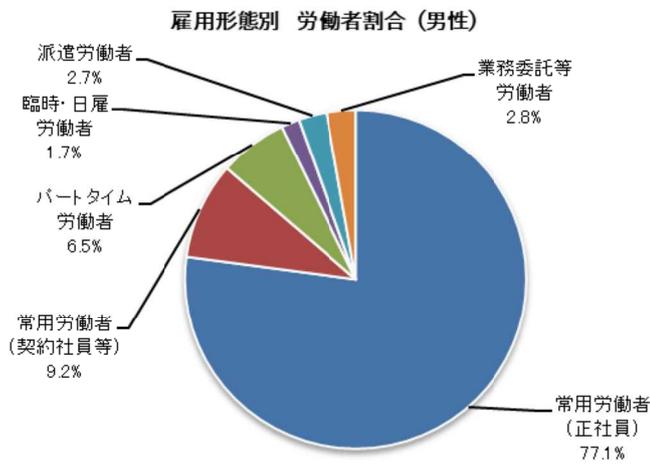


令和2年度労働福祉等実態調査結果（令和2年6月30日現在）

大分県では、労働条件等に関する「労働福祉等実態調査」を毎年実施しています。

令和2年度調査結果概要のうち、一部を抜粋してご紹介します。

調査基準日	令和2年6月30日
調査対象	1,000事業所
有効回答	707事業所



1. 雇用状況

「常用労働者」の割合は、前年度に比べ、減少（男性はほぼ同じ、女性は減少）した。

- ①労働者の男女別割合は、男性が58.7%（前年度 60.8%）、女性が41.3%（同 39.2%）となっている。
- ②雇用形態別労働者数の割合は、「常用労働者」が76.4%（前年度 79.3%）で、2.9ポイント減少した。
- ③「期間を定めずに雇われている常用労働者（正社員）」の割合は67.6%（前年度 69.5%）で、1.9ポイント減少した。
- ④男女別にみると「常用労働者」は男性86.4%（前年度86.8%）、女性62.2%（同 67.6%）となっている。うち「期間を定めずに雇われている常用労働者(正社員)」については、男性が77.1%（同 77.0%）、女性は54.1%（同57.7%）となっている。

2. 労働時間

所定内、所定外労働時間及び総実労働時間のいずれも前年度に比べ、減少した。

- ①「1週間の所定労働時間」の平均は39時間41分（前年度 39時間44分）となっている。
- ②1年間の総実労働時間の平均は2,069時間（前年度 2,106時間）となっている。そのうち、1年間の所定内労働時間は1,936時間（同1,960時間）で、1年間の所定外労働時間は133時間（同149時間）となっている。

3. 休日休暇制度

年次有給休暇の「平均新規付与日数」は、17.8日（前年度 17.6日）で前年とほぼ同じだったが、「平均取得日数」が10.5日（同 9.9日）と前年度に比べ増加したため、「平均取得率」は59.0%（同56.3%）と前年度に比べ、2.7ポイント増加した。

大分県の目標 年次有給休暇取得率 70%以上

4. 育児・介護休業等制度

育児休業対象者の育児休業取得割合は、前年度に比べ、男女とも増加した。また、育児短時間勤務対象者が育児短時間勤務を取得した割合は、女性は5割を超えたが、男性は僅かであった。

- ①育児休業対象者が育児休業を取得した割合は、女性は98.0%（前年度 96.1%）で1.9ポイント増加した。男性は9.9%（同 4.8%）で5.1ポイント増加した。
- ②女性の育児休業制度の利用期間は、「6か月以上1年未満」が全体の55.2%（前年度 54.1%）で最も多く、次いで「1年以上」が42.3%（同 43.0%）となっている。
- ③育児休業制度の規定を設けている事業所は、全体の82.7%（前年度 84.1%）で、1.4ポイント減少した。育児短時間勤務制度の規定を設けている事業所は全体の66.2%（同 65.1%）と1.1ポイント増加した。

④介護休業制度の規定がある事業所は全体の77.4%(同77.2%)と0.2ポイント増加した。

※調査の詳細は、大分県HPでご覧になれます。
<https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei-rodofukushi.html>

大分県の目標 男性の育児休業取得率 13%以上

大分県労働福祉等実態調査

お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班 TEL097-506-3354 FAX097-506-1756

県立工科短期大学校の入学式が行われました

4月7日(水)、中津市の県立工科短期大学校で入学式が行われ、74名が入学しました。

入学式では、^{だい}基校長が、「高い志と熱い情熱を持って勉学に励み、全員が所期の目標を達成することを期待します。」と式辞を述べた後、入学生を代表して、機械システム系の小林さんが、「社会に役立つ感性豊かな技術者となることを目指し、学生の本分を尽くすことを誓います。」と宣言しました。

また、県商工観光労働部河野理事が「希望に満ちあふれた今日の気持ちを忘れることなく、高度化、グローバル化する社会に対応できる人材として自己研鑽に励んでいただき、本県のものづくり産業を担う人材として活躍されることを期待しています。」と入学生を激励しました。

県立工科短期大学校は、実践的な即戦力となる技術者を養成するため、平成10年に開校しました。今年の入学生は24期生となります。



オープンキャンパスのご案内

県の公共職業能力開発施設では、年間スケジュールや講義内容を知っていただき、実際の訓練風景の見学や体験をとおして、職業についての理解を深め、進路決定の参考にさせていただくために「オープンキャンパス」を開催します。

中学、高校、大学等を来春卒業予定の方やその保護者、離転職者、一般求職者(教育機関在学中の方も含む)の方々が対象です。

詳しい日時・内容等については、各公共職業能力開発施設にお問い合わせください。

在職者セミナーのご案内

県の公共職業能力開発施設では、企業に在職する技術者の技術力アップ・能力開発に貢献するため、各種ものづくり系の在職者セミナーを開講しています。

在職者セミナーの詳細については、各公共職業能力開発施設に直接、お問い合わせ・お申し込み下さい。

工科短期大学校	☎0979-23-5500	fax0979-23-7001
大分高等技術専門校	☎097-542-3411	fax097-586-1121
佐伯高等技術専門校	☎0972-22-0767	fax0972-22-0773
日田高等技術専門校	☎0973-22-0789	fax0973-22-6405
竹工芸訓練センター	☎0977-23-3609	fax0977-26-5969

お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 職業能力開発班 TEL097-506-3330 FAX097-506-1756

詳しくはホームページへ

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234
FAX (03) 5955-8211

簡単 社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。

有利 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全 国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

中退共の退職金制度なら

社長の決断、応援します。

退職金

パートタイマーさんや家族従業員も加入できます

令和2年度大分県労政・相談情報センターの相談状況

大分県労政・相談情報センターでは、労働に関する様々なお悩みや疑問について、相談を受け付けています。相談は、来所、電話により受け付けており、必要に応じて適切な関係機関をご案内することがあります。また、職員が相談を受ける「労働なんでも相談」や弁護士、労働基準監督官なども相談対応する「巡回特別労働相談」を県内各地で開催しています。

1. 労働相談の件数は1,516件

前年度に比べ、152件減少（対前年度比9.1%減）しました。

2. 労働者からの相談が92.9%

労使別相談件数は、労働者1,408件（正社員801件、非正規607件）、使用者108件となっています。

労使別の割合は、労働者からの相談が全体の92.9%を占めています。また、労働者のうち、正社員が56.9%、非正規が43.1%となっています。

年度	合計	対前年度比	労働者		使用者	
			正社員	非正規		
平成28年度	1,458	118.0%	1,364	754	610	94
29年度	1,636	112.2%	1,542	889	653	94
30年度	1,714	104.8%	1,617	976	641	97
令和元年度	1,668	97.3%	1,594	910	684	74
2年度	1,516	90.9%	1,408	801	607	108

3. 労働時間、賃金、退職の相談が上位

相談件数を内容別にみると、労働時間・休日・休暇、賃金、退職・退職金の順に相談件数が多くなっています。ここ4年、上位3項目には変動がありません。ハラスメント関係（パワハラ、嫌がらせ、セクハラ）の相談件数が190件（前年度245件）で22.4ポイント減少しています。

【相談内容別上位】

順位	平成30年度 1,714 件			令和元年度 1,668 件			令和2年度 1,516 件		
	内容	件数	割合	内容	件数	割合	内容	件数	割合
1	労働時間、休日・休暇	272	15.9%	労働時間、休日・休暇	266	15.9%	労働時間、休日・休暇	231	15.2%
2	賃金	259	15.1%	賃金	258	15.5%	賃金	229	15.1%
3	退職、退職金	188	11.0%	退職、退職金	198	11.9%	退職、退職金	150	9.9%
4	解雇、退職勧奨	102	6.0%	解雇、退職勧奨	114	6.8%	解雇、退職勧奨	125	8.2%
5	労働条件その他	99	5.8%	労働保険	90	5.4%	雇用その他	103	6.8%
6	就業規則(労働契約)	84	4.9%	職場の人間関係	84	5.0%	労働保険	76	5.0%
7	労働保険	84	4.9%	就業規則(労働契約)	71	4.3%	安全衛生	62	4.1%
8	勤労者福祉その他	62	3.6%	労働条件その他	65	3.9%	就業規則(労働契約)	58	3.8%
9	雇用その他	54	3.2%	雇用その他	58	3.5%	職場の人間関係	55	3.6%
参考	その他(パワハラ、損害賠償等その他)	327	19.1%	その他(パワハラ、損害賠償等その他)	318	19.1%	その他(パワハラ、損害賠償等その他)	264	17.4%

【ハラスメント関係相談件数の推移】

年度	合計	ハラスメント関係対前年度比	全体件数に占める割合	パワハラ	嫌がらせ	セクハラ
平成28年度	164	111.6%	11.2%	110	41	13
29年度	197	120.1%	12.0%	128	57	12
30年度	244	123.9%	14.2%	173	49	22
令和元年度	245	100.4%	14.7%	147	84	14
2年度	190	77.6%	12.5%	131	55	4

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による相談

新型コロナウイルス感染症の影響による相談が156人からありました。

相談者の内訳、相談内容は次のとおりです。

【相談者内訳】

区分	人数	割合
労働者	135	86.5%
正社員	50	32.1%
非正規	72	46.2%
個人事業主	13	8.3%
使用者	21	13.5%
合計	156	100.0%

【相談内容内訳】

※相談者1人について複数の相談内容がある場合があるため、相談者数と相談内容の件数は一致しません。

内容	件数	割合	
賃金	86	43.2%	うち休業手当 73件
労働時間、休暇、年休	8	4.0%	
解雇、退職	33	16.6%	
安全衛生	14	7.0%	うち感染症対策 12件
労働保険	5	2.5%	
雇用調整助成金	13	6.5%	
持続化給付金	10	5.0%	
融資、助成金等	20	10.1%	生活福祉資金、家賃補助等
その他	10	5.0%	雇用管理、パワハラ、職業紹介
合計	199	100.0%	

5労働相談事例

【長時間労働】

- 従業員が何人か辞めてしまったが、人員補充がないので、休みなく働かなければならない。
- 36協定もないのに長時間の時間外労働をさせられる。

【賃金未払い】

- 残業代や休日手当の支払いがない。
- 月10時間の固定残業代をもらっているが、10時間を超えた残業に残業代が出ない。

【年次有給休暇】

- 採用当初から社長に、「うちには年休はない。」と言われていた。
- 取得義務となった年5日の年休の取得日を会社から指定され、希望日に取得することができない。

【ハラスメント】

- 上司から強い口調で怒られたり、ファイルを投げつけられたりするが、やめてもらうにはどうすればよいか。
- 会社としてパワハラ防止に取り組みたいが、どう対応すればよいか。

【退職・解雇】

- 退職を申し出たが、忙しい、人手が足りないなどと言われ、辞めさせてくれない。
- 退職勧奨されて、退職することにしたが、自己都合を理由とする退職届を出せと言われた。

【コロナウイルス感染症関係】

- 会社が休業になり、休むよう言われたが、その間の賃金はもらえるのか。
- 会社の指示で休業していたが、その後、業務を廃止するため解雇すると言われた。
- 仕事がなくなり、求職しているが募集がない。生活資金等の支援はないか。

お問い合わせやご相談は、労働相談専用ダイヤルへ
 固定電話からは、フリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からは097-532-3040
 労政・相談情報センターの労働相談については、次ページをご覧ください。

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
平成29年 平均	367,951	322,250	294,010	260,744	73,941	61,506	148.4	158.1	135.7	144.5	12.7	13.6
30年 平均	372,162	312,645	295,944	253,861	76,218	58,784	147.4	153.5	134.9	141.0	12.5	12.5
令和 元年 平均	371,408	308,245	296,064	252,019	75,344	56,226	144.4	149.0	132.0	138.0	12.4	11.0
令和 2年 10月	302,666	266,037	296,294	260,594	6,372	5,443	147.4	154.3	136.1	143.9	11.3	10.4
11月	315,332	283,227	294,168	259,705	21,164	23,522	143.4	148.6	132.0	138.2	11.4	10.4
12月	665,650	552,984	294,981	259,230	370,669	293,754	142.3	148.0	130.8	137.3	11.5	10.7
令和 3年 1月	304,569	253,188	293,031	249,477	11,538	3,711	135.1	141.8	124.1	131.0	11.0	10.8
2月	298,047	255,189	292,791	250,769	5,256	4,420	135.4	140.3	124.3	129.6	11.1	10.7
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)27年=100		鉱工業生産指数(季調整)22年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円)			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国		大分県		全国		大分県	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
平成29年 平均	2.29	2.02	1.54	1.45	100.4	100.6	103.1	96.0	313,057		321,925	
30年 平均	2.42	2.16	1.62	1.56	101.3	101.9	104.2	95.4	315,314		325,288	
令和 元年 平均	2.35	2.06	1.55	1.49	101.8	102.3	101.1	96.1	323,853		273,544	
令和 2年 10月	1.84	1.77	1.04	1.08	101.8	103.1	93.5	95.4	312,334		280,967	
11月	2.04	1.92	1.05	1.08	101.3	102.3	94.2	91.4	305,404		273,154	
12月	2.11	1.96	1.05	1.06	101.1	102.3	94.0	89.8	333,777		274,077	
令和 3年 1月	2.03	1.66	1.10	1.07	101.6	102.7	96.9	91.0	297,629		262,524	
2月	1.88	1.87	1.09	1.08	101.6	102.5	95.6	90.9	280,781		249,943	
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」		県統計調査課「鉱工業生産指数月報」		総務省統計局「家計調査」	

大分県労政・相談情報センターの労働相談（6月～7月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。
労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談	労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 月～金曜日 8:30～17:15 土日祝日と12/29から1/3はお休みです。 相談は来所又は電話によります。
巡回特別労働相談	毎月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 6月24日(木) J:COMホルトホール大分 201会議室(大分市) 受付 13:00～16:00 7月15日(木) 中津市役所 3階 大会議室(中津市) 受付 13:30～15:30
労働なんでも相談	労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。 6月16日(水) 津久見市民ふれあい交流センター1F大会議室 11:00～15:00 6月18日(金) 臼杵市役所 1F 101・102会議室 11:00～15:00 7月6日(火) 宇佐市役所 2F 25会議室 11:00～15:00 7月8日(木) 豊後高田市役所 本館 2F 201会議室 11:00～15:00
メール相談	来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、こちらから https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ 大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働政策課内)
TEL097-532-3040

◆◆労委だより◆◆

(令和3年3月～4月の概況)

大分県労働委員会

○ 審査事件関係

種 別	新規	2月から繰越	終 結	5月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	1	0	0	1
再 審 査 事 件	0	0	0	0

〈 会議の開催 〉

- 3月9日 定例総会(第1692回総会)
第685回公益委員会議
- 3月23日 定例総会(第1693回総会)
- 4月13日 定例総会(第1694回総会)
第686回公益委員会議
- 4月27日 定例総会(第1695回総会)

○ 調整事件関係

種 別	新規	2月から繰越	終 結	5月へ繰越
あ っ せ ん	0	0	0	0
調 停	0	0	0	0
仲 裁	0	0	0	0

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル

☎097-536-3650

※相談時間は9時から17時まで

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。
解雇、賃金未払い、配転など労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
(県庁舎本館3階)

○ 個別労働関係紛争関係

種 別	新規	2月から繰越	終 結	5月へ繰越
あ っ せ ん	1	0	1	0

下記URLにてウェブアンケートを実施しています。「労働おおいた」へのご感想や、「こんな記事を書いて欲しい」「この人にインタビューして欲しい」といったご要望など、様々なご意見をお待ちしています。

<アンケートページ>

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/bNt4xzzC>

QRコード⇒



オオイト

カテテ!

大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的な大分」を発信しているサイトです!

▶▶<https://oita-katete.pref.oita.jp/>

(製作・発行)大分県商工観光労働部雇用労働政策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756
E-mail: a14310@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoioita-000.html>

おおいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>